

1. 件 名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構との審査の進め方に関する面談

2. 日 時：令和4年8月23日（火）9：00～9：50

3. 場 所：原子力規制庁10階南会議室（テレビ会議）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 研究炉等審査部門

志間安全規制管理官（研究炉等審査担当）、来住管理官補佐、小多係長、水野係員
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

安全・核セキュリティ統括本部 奥田 本部長代理 他1名

バックエンド統括本部 バックエンド推進部 部長 他2名

敦賀廃止措置実証部門 敦賀廃止措置実証本部 副本部長

5. 要 旨

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）から、施設廃止措置に関する中長期的な許認可予定について説明があった。

原子力規制庁（以下「規制庁」という。）から、以下の点を確認した。

- ・本年3月15日に施設の廃止措置の進め方について説明いただいているが、今回の説明は前回の説明から具体的にどういった進捗があったのか。
- ・廃止措置を進めるにあたり、合理的に進められるよう、技術的な課題等があるのであれば担当班とよく議論しながら進めてもらいたい。

これに対し、機構から、以下の説明があった。

- ・本年3月15日に説明した施設の廃止措置の進め方について進捗はないが、廃止措置を優先する施設として8施設を選定し、そのうち原科研のPu研究第1棟と再処理特別研究棟を優先的に変更申請出来る見込みのため、進捗状況を説明した。
- ・それぞれの拠点での核燃料物質の集約先を決定したため、今後は、当該施設において核燃料物質が集約できるよう、使用変更許可申請等の対応を進めていく予定。

これに対し、規制庁から、了承した旨回答した。

加えて、機構から、以下について報告があった。

- ・ふげんの使用済燃料の再処理については、海外で実施し、その際に発生するプルトニウムは日本に持ち帰らないことが決まった。ふげんの設置許可には、プルトニウムの海外への移転については記載が無いので、設置変更許可申請が必要であると認識。
- ・常陽の設置変更許可申請の補正については、本年8月19日の審査会合での議論を踏ま

え、機構内で見直すこととした。申請内容の代表性、網羅性を説明できるロジックを整理した上で、改めて今後のスケジュールを審査会合で議論させてもらいたい。

- ・利用目的のない核燃料物質の集約については、実施にあたっての機構内での不安要素を整理し、次回以降に説明する。

これに対し、規制庁から、了承した旨回答した。

6. 配布資料

施設廃止措置に関する中長期的な許認可予定について

以上